

○ 農山漁村振興交付金（情報通信環境整備対策）実施要領（令和3年4月1日付け2農振第3729号農林水産省農村振興局長通知）

一部改正新旧対照表

（下線部は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>第5 事業の実施手続等</p> <p>1 事業実施計画</p> <p>(1) 別表第1の区分の欄の1のア及び2の事業について</p> <p>ア 事業実施計画の策定</p> <p>事業実施主体は、交付等要綱第6に基づき、別紙様式第1号により<u>情報通信環境整備対策</u>事業実施計画（以下「<u>事業実施計画</u>」という。）を策定するものとする。</p> <p>イ 事業実施計画策定の留意事項</p> <p>事業実施計画の策定に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。</p> <p>1) <u>事業実施計画</u>には、当該計画の実施期間内において実現しようとする次の目標を定めることとする。</p> <p>なお、(ア)又は(イ)のいずれかは必須、(ウ)は任意とする。</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>2) (略)</p> <p>3) <u>事業実施計画</u>の目標及び評価指標の設定内容に対して、取組の内容が妥当であること。</p> <p>ウ (略)</p> <p>(2) 別表第1の区分の欄の1のイの事業について</p> <p>事業実施主体は、第4の選定を受けてから1月以内に、<u>交付等要綱第6に基づき</u>、別紙様式第1号の2により事業実施計画</p>	<p>第5 事業の実施手続等</p> <p>1 <u>農山漁村振興推進計画及び</u>事業実施計画</p> <p>(1) 別表第1の区分の欄の1のア及び2の事業について</p> <p>ア <u>農山漁村振興推進計画及び</u>事業実施計画の策定</p> <p>事業実施主体は、交付等要綱<u>第5及び</u>第6に基づき、別紙様式第1号により<u>農山漁村振興推進計画</u>（以下「<u>振興推進計画</u>」という。）<u>及び</u>事業実施計画を策定するものとする。</p> <p>イ <u>振興推進計画及び</u>事業実施計画策定の留意事項</p> <p><u>振興推進計画及び</u>事業実施計画の策定に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。</p> <p>1) <u>振興推進計画</u>には、当該計画の実施期間内において実現しようとする次の目標を定めることとする。</p> <p>なお、(ア)又は(イ)のいずれかは必須、(ウ)は任意とする。</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>2) (略)</p> <p>3) <u>振興推進計画</u>の目標及び評価指標の設定内容に対して、取組の内容が妥当であること。</p> <p>ウ (略)</p> <p>(2) 別表第1の区分の欄の1のイの事業について</p> <p>事業実施主体は、<u>交付等要綱第5及び第6に基づき</u>、第4の選定を受けてから1月以内に別紙様式第1号の2により<u>振興推</u></p>

を策定するものとする。

2 (略)

3 事業の実施手続

(1) 別表第1の区分の欄の1のアの事業及び2の事業について

ア 本事業を実施しようとするときは、以下のとおりとする。

1) 都道府県が事業実施主体となる場合

都道府県知事は、事業実施計画を地方農政局長等（北海道にあつては農村振興局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長、それ以外の都府県にあつては地方農政局長をいう。以下同じ。）に別紙様式第3号により提出するものとする。

2) 都道府県以外の者が事業実施主体となる場合

事業実施主体は、都道府県が指定する期日までに、**事業実施計画**を都道府県知事に別紙様式第3号により提出し、都道府県知事はこれを確認の上、地方農政局長等に提出するものとする。

なお、地域協議会が事業実施主体となる場合にあつては、地域協議会の設立を確認できる資料を添付するものとする。

イ 地方農政局長等は、アにより提出された**事業実施計画**を審査の上、適当であると認めるときは、事業を承認し、別紙様式第4号により都道府県知事に事業承認通知書を通知するものとする。

審査にあたっては、別表第2のチェックリストに基づき評価を行うものとし、項目7を踏まえて優先的に承認するもの

進計画及び事業実施計画を策定するものとする。

2 (略)

3 事業の実施手続

(1) 別表第1の区分の欄の1のアの事業及び2の事業について

ア 本事業を実施しようとするときは、以下のとおりとする。

1) 都道府県が事業実施主体となる場合

都道府県知事は、**振興推進計画及び事業実施計画（以下「事業計画等」という。）**を地方農政局長等（北海道にあつては農村振興局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長、それ以外の都府県にあつては地方農政局長をいう。以下同じ。）に別紙様式第3号により提出するものとする。

2) 都道府県以外の者が事業実施主体となる場合

事業実施主体は、都道府県が指定する期日までに、**事業計画等**を都道府県知事に別紙様式第3号により提出し、都道府県知事はこれを確認の上、地方農政局長等に提出するものとする。

なお、地域協議会が事業実施主体となる場合にあつては、地域協議会の設立を確認できる資料を添付するものとする。

イ 地方農政局長等は、アにより提出された**事業計画等**を審査の上、適当であると認めるときは、事業を承認し、別紙様式第4号により都道府県知事に事業承認通知書を通知するものとする。

審査にあたっては、別表第2のチェックリストに基づき評価を行うものとし、項目7を踏まえて優先的に承認するもの

とする。

ウ・エ (略)

(2) 別表第1の区分の欄の1のイの事業について

ア 事業実施主体は、事業実施計画を農村振興局長に別紙様式第3号により提出するものとする。

イ 農村振興局長は、1の(2)により提出された事業実施計画の内容、対象経費等を精査し、交付等要綱、実施要領等に照らして適当であると認める場合にあっては、これを承認し、別紙様式第4号により事業実施主体にその旨を通知するものとする。

(3) 環境負荷低減のチェックシートの作成等について

事業実施主体は、参考様式第1号の環境負荷低減のチェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、事業計画等に添付して提出するものとする。

また、実績報告の際は、参考様式第1号の環境負荷低減のチェックシートに記載された環境負荷低減の各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、当該チェックシートを交付等要綱第21の実績報告書に添付して提出するものとする。提出は、取組初年度の提出を基本としつつ、すべてのチェック項目の確認を初年度に行うことが難しい場合には、事業完了までのできるだけ早い時期に提出するものとする。

なお、農林水産省は、チェックシートを提出した者から抽出して、実際に環境負荷低減の取組をしたかどうかの確認を行うこととする。

(4) 事業実施計画の変更

とする。

ウ・エ (略)

(2) 別表第1の区分の欄の1のイの事業について

ア 事業実施主体は、事業計画等を農村振興局長に別紙様式第3号により提出するものとする。

イ 農村振興局長は、1の(2)により提出された事業計画等の内容、対象経費等を精査し、交付等要綱、実施要領等に照らして適当であると認める場合にあっては、これを承認し、別紙様式第4号により事業実施主体にその旨を通知するものとする。

(3) 環境負荷低減のチェックシートの作成等について

事業実施主体は、参考様式第1号の環境負荷低減のチェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、事業計画等に添付して提出するものとする。

(4) 事業計画等の変更

事業実施主体が、事業実施計画について次に掲げる変更をする場合は、（１）のアからウまで及び（２）の事業実施計画に係る規定を準用する。

ア～ウ （略）

4 （略）

第8 事業の施行

1 事業の実施

（１）実施設計書の作成

ア 事業実施主体は、事業実施計画に基づき交付対象事業を実施しようとするときは、あらかじめ総会の議決等所要の手續を行って交付対象事業の施行方法等を決定した上で、実施設計書を作成するものとする。

なお、複数年度で事業を実施する場合は、実施設計書において年度ごとの事業量及び事業費の区分を明確にすることとする。

イ （略）

（２）～（５）（略）

2 施行方法

（１）（略）

（２）直営施行

ア 工事

直営施行においては、事業実施主体は、実施設計書、仕様書及び設計図に基づき、材料の購入、現場雇用労働者の雇用等を直接行い、所定の期間内に事業を施行するとともに、現場主任等を選任し、現場の事務の一切の処理に当たらせるこ

事業実施主体が、事業計画等について次に掲げる変更をする場合は、（１）のアからウまで及び（２）の事業計画等に係る規定を準用する。

ア～ウ （略）

4 （略）

第8 事業の施行

1 事業の実施

（１）実施設計書の作成

ア 事業実施主体は、振興推進計画に基づき交付対象事業を実施しようとするときは、あらかじめ総会の議決等所要の手續を行って交付対象事業の施行方法等を決定した上で、実施設計書を作成するものとする。

なお、複数年度で事業を実施する場合は、実施設計書において年度ごとの事業量及び事業費の区分を明確にすることとする。

イ （略）

（２）～（５）（略）

2 施行方法

（１）（略）

（２）直営施行

ア 工事

直営施行においては、事業実施主体は、実施設計書、仕様書及び設計図に基づき、材料の購入、現場雇用労働者の雇用等を直接行い、所定の期間内に事業を施行するとともに、現場主任等を選任し、現場の事務の一切の処理に当たらせるこ

とにより、工事の適正な実施を図るものとする。選任された現場主任等は、適正な工事の実施を図るため、工事材料の検収、受払い、現場雇用労働者の出役の確認等を行うほか、主要工事及び埋設又は隠ぺいにより工事完了後には明示できない部分の現場写真の撮影、工事日誌の記録等により工事の実施状況を明確にするものとし、併せて、工事期間中の事故防止等について、細心の注意を払うものとする。

なお、別表第1の区分の欄の2の事業のうち、(1)のキの事業を実施する場合において、農家・地域住民等参加型の直営施行を行う場合は、農業農村整備事業等における農家・地域住民等参加型の直営施工について（平成14年3月29日付け13農振第3737号農林水産省生産局長・農村振興局長通知）に基づき実施するものとする。

イ (略)

(3)～(5) (略)

3 (略)

第12 事業実施主体が行う関係書類の整備保管

交付等要綱第29の3の関係書類として、事業実施主体は、次に掲げる関係書類を保管しておくものとする。

1～3 (略)

4 往復文書等

事業実施計画、交付金の交付から実績報告及び財産処分等に至るまでの申請書類、交付決定及び承認書類並びに設計書類

5 (略)

とにより、工事の適正な実施を図るものとする。選任された現場主任等は、適正な工事の実施を図るため、工事材料の検収、受払い、現場雇用労働者の出役の確認等を行うほか、主要工事及び埋設又は隠ぺいにより工事完了後には明示できない部分の現場写真の撮影、工事日誌の記録等により工事の実施状況を明確にするものとし、併せて、工事期間中の事故防止等について、細心の注意を払うものとする。

なお、別表第1の区分の欄の2の事業のうち、(1)のカの事業を実施する場合において、農家・地域住民等参加型の直営施行を行う場合は、農業農村整備事業等における農家・地域住民等参加型の直営施工について（平成14年3月29日付け13農振第3737号農林水産省生産局長・農村振興局長通知）に基づき実施するものとする。

イ (略)

(3)～(5) (略)

3 (略)

第12 事業実施主体が行う関係書類の整備保管

交付等要綱第29の3の関係書類として、事業実施主体は、次に掲げる関係書類を保管しておくものとする。

1～3 (略)

4 往復文書等

農山漁村振興推進計画、事業実施計画、交付金の交付から実績報告及び財産処分等に至るまでの申請書類、交付決定及び承認書類並びに設計書類

5 (略)

第13 交付対象事業費の内容、構成及び積算

1 交付対象事業費の内容

(1) (略)

(2) 施設整備事業費の内容

別表第1の区分の欄の2の事業の実施に要する経費に係る国の交付対象経費は次のとおりとする。

ア 建築工事及び製造請負工事を除く工事

区 分	経 費
1) 工事費関係 (ア)～(カ) (略) (キ) 工事雑費	(略) 農山漁村振興交付金 (<u>地域資源活用価値創出対策のうち地域資源活用価値創出整備事業</u>) の附帯事務費及び工事雑費の取扱いについて (令和4年4月1日付け3農振第3019号農村振興局長通知。以下「附帯事務費及び工事雑費の取扱通知」という。) の記の2を準用するものとする。

イ (略)

2 (略)

3 交付対象事業費の積算及び取扱い

第13 交付対象事業費の内容、構成及び積算

1 交付対象事業費の内容

(1) (略)

(2) 施設整備事業費の内容

別表第1の区分の欄の2の事業の実施に要する経費に係る国の交付対象経費は次のとおりとする。

ア 建築工事及び製造請負工事を除く工事

区 分	経 費
1) 工事費関係 (ア)～(カ) (略) (キ) 工事雑費	(略) 農山漁村振興交付金 (<u>農山漁村発イノベーション対策のうち農山漁村発イノベーション等整備事業</u>) の附帯事務費及び工事雑費の取扱いについて (令和4年4月1日付け3農振第3019号農村振興局長通知。以下「附帯事務費及び工事雑費の取扱通知」という。) の記の2を準用するものとする。

イ (略)

2 (略)

3 交付対象事業費の積算及び取扱い

交付対象事業費は、それぞれの施行方法に応じ、次により積算するものとする。また、一の事業が二以上の施行方法により施行される場合には、それぞれの施行方法別に区分して積算するものとする。

なお、直営施行で実施する場合は、交付対象事業費の構成、積算等に当たり、諸経費（現場管理費、一般管理費等）を計上しないものとする。ただし、(2) にあっては、現場管理費のうち現場雇用労働者に関する労災保険等の保険料のみ計上できるものとする。

(1) (略)

(2) 建築工事及び製造請負工事

建築工事を伴うものについては、工事費、実施設計費及び工事雑費に区分して積算するものとする。

ア～ウ (略)

エ 代行施行の製造請負工事に係る製造請負管理料

代行施行の製造請負工事に係る製造請負管理料の額は、機械器具及び機材費、運搬費並びに組立・据付工事費の5%に相当する額以内とする。

また、その上限額は2,400万円とし、施設全体の製造請負工事ごとに適用するものとする。

ただし、次の要件をすべて満たす場合には、同一施設の製造請負工事であっても、設備ごとに区分した契約ごとに適用することができるものとする。

なお、特許権に係る設備の場合には、次の要件に関わりなく区分できるものとする。

1)～3) (略)

交付対象事業費は、それぞれの施行方法に応じ、次により積算するものとする。また、一の事業が二以上の施行方法により施行される場合には、それぞれの施行方法別に区分して積算するものとする。

なお、直営施行で実施する場合は、交付対象事業費の構成、積算等に当たり、諸経費（現場管理費、一般管理費等）を計上しないものとする。ただし、(2) にあっては、現場管理費のうち現場雇用労働者に関する労災保険等の保険料のみ計上できるものとする。

(1) (略)

(2) 建築工事及び製造請負工事

建築工事を伴うものについては、工事費、実施設計費及び工事雑費に区分して積算するものとする。

ア～ウ (略)

エ 代行施行の製造請負工事に係る製造請負管理料

代行施行の製造請負工事に係る製造請負管理料の額は、機械器具及び機材費、運搬費並びに組立・据付工事費の5%に相当する額以内とする。

また、その上限額は2,000万円とし、施設全体の製造請負工事ごとに適用するものとする。

ただし、次の要件をすべて満たす場合には、同一施設の製造請負工事であっても、設備ごとに区分した契約ごとに適用することができるものとする。

なお、特許権に係る設備の場合には、次の要件に関わりなく区分できるものとする。

1)～3) (略)

オ (略)

第15 事業評価

交付等要綱第7の事業評価については、別表第1の区分の欄の1のアの事業及び2の事業において、次のとおり行うものとする。

1～6 (略)

7 2及び6の目標の達成状況が低調な場合とは、次に該当するものとする。

(1) 別表第1の区分の欄の1のアの(ア)の事業にあつては、事業によって策定した計画に基づく情報通信施設の整備が行われていない又は行われる見込みが低い場合とする。

(2) 別表第1の区分の欄の1のアの(イ)及び(ウ)の事業にあつては、事業によって得られた検討成果が別表第1の区分の欄の1のイの事業で行う取組に提供されていない場合とする。

(3) 別表第1の区分の欄の2の事業にあつては、目標の達成率が50%未満となった場合とする。

第16 留意事項

事業実施主体の本事業の実施に当たっての留意事項は、次に定めるところによる。

1 (略)

2 関係事業等との連携

事業実施主体は、情報通信施設の整備及び有効利用を促進する観点から、本事業と併せて次に掲げる事業との連携に努めるものとする。

(1) 交付等要綱第3の1の(1)の「地域資源活用価値創出対

オ (略)

第15 事業評価

交付等要綱第7の事業評価については、別表第1の区分の欄の1のアの事業及び2の事業において、次のとおり行うものとする。

1～6 (略)

7 2及び6の目標の達成状況が低調な場合とは、次に該当するものとする。

(1) 別表第1の区分の欄の1のアの事業にあつては、事業によって策定した計画に基づく情報通信施設の整備が行われていない又は行われる見込みが低い場合とする。

(新設)

(2) 別表第1の区分の欄の2の事業にあつては、目標の達成率が50%未満となった場合とする。

第16 留意事項

事業実施主体の本事業の実施に当たっての留意事項は、次に定めるところによる。

1 (略)

2 関係事業等との連携

事業実施主体は、情報通信施設の整備及び有効利用を促進する観点から、本事業と併せて次に掲げる事業との連携に努めるものとする。

(1) 交付等要綱第3の1の(1)の「農山漁村発イノベーション

策」及び（４）の「最適土地利用総合対策」
（２）～（１０）（略）

別表第 1

区分	内容	事業実施主体		交付要件	事業実施期間	実施区域	備考
		交付事業者	間接交付事業者				
1 計画策定事業							
ア 計画策定支援事業	(1)～(4) (略)	(略)	(略)	事業実施計画を策定していること。	(略)	(二)	
(ア)						(略)	
一般型							
(イ)	(1)から(4)						
先進的情報通信環境整備型	までに加え、 (5)衛星通信等の先進的技術を用いた情報通信施設の適応可能性の検					内容の欄の(5)について、必ず実施するものとする。また、その検討成果を	

対策」及び（４）の「最適土地利用総合対策」
（２）～（１０）（略）

別表第 1

区分	内容	事業実施主体		交付要件	事業実施期間	実施区域	備考
		交付事業者	間接交付事業者				
1 計画策定事業							
ア 計画策定支援事業	(1)～(4) (略)	(略)	(略)	農山漁村振興推進計画を策定していること。	(略)	(一)	区分の欄の1のアの事業の内容の欄の(4)について、必ず実施するものとする。
(新設)							(略)
(新設)	(新設)						(新設)

	<p>ト農業の実装を図るとともに、地域活性化の促進に必要となる施設の整備 ア～オ (略)</p> <p><u>カ</u> <u>RTK-GNSS基準局及びRTK-GNSS基準局を利用してスマート農業を行うための設備</u></p> <p><u>キ</u> <u>アからカまでの設置に要する経費</u></p> <p><u>ク</u> <u>アからカまでの施設及び設備を運用するために必要となるソフトウェア（ライセンス含む。）</u></p>		<p>すこと。</p> <p>ア 交付対象事業1地区当たりの事業費の合計が800万円以上、<u>(区分の欄の2の事業の内容の欄の(1)の</u> <u>カの整備にあつては200万円以上)</u>であること。</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p><u>エ</u> <u>RTK-GNSS基準局の整備にあつては、利用可能な近傍の公設RTK-GNSS基準局との離隔が原則半径10km以上であるこ</u></p>		<p>について、必ず実施するものとする。</p>		<p>ト農業の実装を図るとともに、地域活性化の促進に必要となる施設の整備 ア～オ (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>カ</u> <u>エ及びオ</u>の設置に要する経費</p> <p><u>キ</u> <u>ア、イ、エ及びオ</u>の施設及び設備を運用するために必要となるソフトウェア（ライセンス含む。）</p>		<p>すこと。</p> <p>ア 交付対象事業1地区当たりの事業費の合計が800万円以上であること。</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>(新設)</p>		<p>ア、イのいずれかについて、必ず実施するものとする。</p>
--	--	--	--	--	--------------------------	--	--	--	--	--	----------------------------------

と。

欄外（地域指定要件）（略）

別表第2

農山漁村振興交付金（情報通信環境整備対策） チェックリスト

事業実施主体名：

年 月 日申請分

項目	評価内容	チェック
1. ～ 6. (略)	(略)	(略)
7. 他事業との連携	<ul style="list-style-type: none"> 整備する情報通信施設が他事業にて定める計画等との連携が図られるものである。 (1) (略) (2) 農山漁村振興交付金の他対策における <u>事業実施計画</u> 等 (3)～(10) (略) 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和4年法律第37号)第16条第1項に基づく地方公共団体の基本計画に定められた特定区域において、地域における環境負荷低減の効果を高めるために必要な取組となっている、又は同法第19条第1項に基づく環境負荷低減事業活動実施計画若しくは同法第21条第1 	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>□</p>

欄外（地域指定要件）（略）

別表第2

農山漁村振興交付金（情報通信環境整備対策） チェックリスト

事業実施主体名：

年 月 日申請分

項目	評価内容	チェック
1. ～ 6. (略)	(略)	(略)
7. 他事業との連携	<ul style="list-style-type: none"> 整備する情報通信施設が他事業にて定める計画等との連携が図られるものである。 (1) (略) (2) 農山漁村振興交付金の他対策における <u>農山漁村振興推進計画</u> 等 (3)～(10) (略) 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和4年法律第37号)第16条第1項に基づく地方公共団体の基本計画に定められた特定区域において、地域における環境負荷低減の効果を高めるために必要な取組となっている、又は同法第19条第1項に基づく環境負荷低減事業活動実施計画若しくは同法第21条第1 	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>□</p>

<p>項に基づく特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている。</p> <ul style="list-style-type: none"> デジタル田園都市国家構想総合戦略（令和4年12月23日閣議決定）に規定する「デジ活」中山間地域として登録されている中山間地域等（その地域内において農林水産業又はその関連産業が営まれている中山間地域等に限る。）又はデジタル技術を活用しつつ、地域内外の多様な関係者が参加・連携し、及び多様な施策と連携して地域の社会課題の解決及び活性化が図られている地域（その地域内において農林水産業又はその関連産業が営まれている地域に限る。）において実施される取組である。 「地域別農業振興計画」（中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱（平成29年3月31日付け28農振第2275号農林水産事務次官依命通知）第2に基づく計画をいう。）が認定された地域において、実施される取組である。 <u>事業実施区域において、農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（令和6年法律第63号）第7条に基づく生産方式革新実施計画の認定を受けている者と連携し、実施される取組である</u> <u>農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項に基づく地域計画が策定された地域における取組と連携し、実施される取組である。</u> 	<p>□</p> <p>□</p> <p>□</p> <p>□</p>	<p>項に基づく特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている。</p> <ul style="list-style-type: none"> デジタル田園都市国家構想総合戦略（令和4年12月23日閣議決定）に規定する「デジ活」中山間地域として登録されている中山間地域等（その地域内において農林水産業又はその関連産業が営まれている中山間地域等に限る。）又はデジタル技術を活用しつつ、地域内外の多様な関係者が参加・連携し、及び多様な施策と連携して地域の社会課題の解決及び活性化が図られている地域（その地域内において農林水産業又はその関連産業が営まれている地域に限る。）において実施される取組である。 「地域別農業振興計画」（中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱（平成29年3月31日付け28農振第2275号農林水産事務次官依命通知）第2に基づく計画をいう。）が認定された地域において、実施される取組である。 <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>□</p> <p>□</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
---	-------------------------------------	--	---

(別紙様式第1号)

事業実施年度	○年度
--------	-----

情報通信環境整備対策事業実施計画書

(削る。)

(略)

1. ～6. (略)

7-1. 取組 (計画策定支援事業)

(1) 取組の型 (注5)

1. 一般型

2. 先進的情報通信環境整備型

3. 土地改良区運営基盤強化型

注5 該当する実施内容の□のいずれか1つに○を入力してください。

(2) 実施内容 (注6)

<u>取組の型</u>			<u>実施内容</u>
<u>1</u>	<u>2</u>	<u>3</u>	
			ア 事業実施区域における情報通信技術の利用ニーズ、地形条件、既存の情報通信施設とその利用可能範囲等の諸条件の調査及び調査結果を基にした施設等の導入規格選定等に関する技術的検討
			イ アの技術的検討にあたって必要とされる無線通信の伝送距離の確認及び運用に関する試行調査
			ウ 専門家の派遣、ワークショップ
<input checked="" type="checkbox"/>			エ 整備計画の策定

(別紙様式第1号)

事業実施年度	○年度
--------	-----

農山漁村振興推進計画及び事業実施計画書

(情報通信環境整備対策)

(略)

1. ～6. (略)

7-1. 取組 (計画策定支援事業)

(新設)

(1) 実施内容 (注5)

<u>(新設)</u>		<u>(新設)</u>
		ア 事業実施区域における情報通信技術の利用ニーズ、地形条件、既存の情報通信施設とその利用可能範囲等の諸条件の調査及び調査結果を基にした施設等の導入規格選定等に関する技術的検討
		イ アの技術的検討にあたって必要とされる無線通信の伝送距離の確認及び運用に関する試行調査
		ウ 専門家の派遣、ワークショップ
<input checked="" type="checkbox"/>		エ 整備計画の策定

◎	オ 衛星通信等の先進的技術を用いた情報通信施設の 適応可能性の検討
◎	カ 事業実施主体が農業農村インフラの管理の省力化・ 高度化やスマート農業の実装を図るために整備する 情報通信施設の土地改良区組合員以外の利用者との 調整等運用手法の検討

注6 (1)で記入した取組の型について、該当する実施内容の□に○を記入してください。なお、◎は必須項目です。

(3) (略)

(4) 試行調査及び適応可能性の検討にかかる調査の数量 (注7)

工種・機器	規格等	数量	単位	備考
無線通信用施設（無線 基地局）	(例：LPWA、衛星通信 等)		基	
伝送用専用線（光ファイバ）			km	
監視・制御機器等			任意	
			任意	
			任意	

注7 (略)

7-2. 取組（施設整備事業） (注8・9)

(1) ~ (4) (略)

注8 (略)

注9 RTK-GNSS 基準局を記載する場合は、その用途（例：農機の自動操舵、防除用ドローン等）を備考欄に記載すること。

(5) 施設整備後の維持管理・運用体制 (注10)
表 (略)

(新設)	(新設)
(新設)	(新設)

注5 該当する実施内容の□に○を記入してください。なお、エは必須項目です。

(2) (略)

(3) 試行調査数量 (注6)

工種・機器	規格等	数量	単位	備考
無線通信用施設（無線 基地局）			基	
伝送用専用線（光ファイバ）			km	
監視・制御機器等			任意	
			任意	
			任意	

注6 (略)

7-2. 取組（施設整備事業） (注7)

(1) ~ (4) (略)

注7 (略)

(新設)

(5) 施設整備後の維持管理・運用体制 (注8)
表 (略)

注10 (略)

7-3. 経費の内訳 (注11)

(単位：千円)

取組内容・経費区分 <u>(注12)</u>	総事業費	本交付金	他の補助金	自己資金 <u>(注13)</u>	備考
	①=②+ ③+④	②	③	④	
1. 計画策定支援事業					
(1)～(4) (略)					
<u>(5) 適応可能性の検討</u>					
<u>(6) 運用手法の検討</u>					
2. (略)					
合計					

注11～注13 (略)

8. 目標

(1) 目標及び評価指標 (注14)
表 (略)

(2) 計測方法 (定量的指標数値) (注14)

--

注14 (略)

9. その他事業実施に必要な事項

本事業と連携を図る関連事業 <u>(注15)</u>

注8 (略)

7-3. 経費の内訳 (注9)

(単位：千円)

取組内容・経費区分 <u>(注10)</u>	総事業費	本交付金	他の補助金	自己資金 <u>(注11)</u>	備考
	①=②+ ③+④	②	③	④	
1. 計画策定支援事業					
(1)～(4) (略)					
(新設)					
(新設)					
2. (略)					
合計					

注9～注11 (略)

8. 目標

(1) 目標及び評価指標 (注12)
表 (略)

(2) 計測方法 (定量的指標数値) (注12)

--

注12 (略)

9. その他事業実施に必要な事項

本事業と連携を図る関連事業 <u>(注13)</u>

その他記載事項

注 15 (略)

11. 添付資料 (注15・16)

- 設立が確認できる規約等の資料（事業実施主体が地域協
議会の場合）
- 連携する事業に関する資料
- 施設の管理者の同意書（施設整備事業を実施する場合）
- 費用負担者の同意書（施設整備事業を実施する場合）
- 別添様式チェックリスト

注 15・注 16 (略)

(別紙様式第 1 号の 2)

〇〇年度

情報通信環境整備対策事業実施計画書
(削る。)

1.～6. (略)

(別添様式第 2 号)

(1)・(2) (略)

(3) 実施位置図

別添のとおり。

その他記載事項

注 13 (略)

11. 添付資料 (注14・15)

- 設立が確認できる規約等の資料（事業実施主体が地域協
議会の場合）
- 連携する事業に関する資料
- 施設の管理者の同意書（施設整備事業を実施する場合）
- 費用負担者の同意書（施設整備事業を実施する場合）
- 別添様式チェックリスト

注 14・注 15 (略)

(別紙様式第 1 号の 2)

〇〇年度

農山漁村振興推進計画及び事業実施計画書
(情報通信環境整備対策)

1.～6. (略)

(別添様式第 2 号)

(1)・(2) (略)

(3) 実施位置図

別添のとおり。

農山漁村振興交付金（情報通信環境整備対策）〇〇地区 実施位置図

凡例	
(略)	(略)
*****	光ファイバ（既設）
▲	<u>RTK-GNSS 基準局</u>
⊙	局舎（新設）
(略)	(略)

各工種番号別詳細表 (略)

〇〇光系統図 (略)

(別紙様式第3号)

(略)

〇〇年度農山漁村振興交付金（情報通信環境整備対策）の関係書類の
提出（報告）について

(略)

	<u>情報通信環境整備対策</u> 事業実施計画の承認（変更）について
	年度別事業実施計画の提出について
	事業実施評価の報告について

※該当する事項に「○」を記入してください。

注：(略)

農山漁村振興交付金（情報通信環境整備対策）〇〇地区 実施位置図

凡例	
(略)	(略)
*****	光ファイバ（既設）
(新設)	(新設)
⊙	局舎（新設）
(略)	(略)

各工種番号別詳細表 (略)

〇〇光系統図 (略)

(別紙様式第3号)

(略)

〇〇年度農山漁村振興交付金（情報通信環境整備対策）の関係書類の
提出（報告）について

(略)

	<u>農山漁村振興推進計画及び</u> 事業実施計画の承認（変更）について
	年度別事業実施計画の提出について
	事業実施評価の報告について

※該当する事項に「○」を記入してください。

注：(略)

(別紙様式第4号)

(略)

〇〇年度情報通信環境整備対策事業実施計画に係る承認通知について

(年月日) 付け (文書番号) で提出のあった、情報通信環境整備対策事業実施計画及び年度別実施計画について承認したので通知する。

ただし、事業の実施に要する経費は、農山漁村振興交付金 (情報通信環境整備対策) 実施要領 (令和3年4月1日付け2農振第3729号農村振興局長通知) 第6の規定に基づくものとし、事業費への助成については予算の範囲内で行うものとする。

(注1) (略)

(注2) 別表第1の区分の欄の1のイの事業の場合は、「情報通信環境整備対策事業実施計画及び年度別実施計画」を「情報通信環境整備対策事業実施計画」として記載すること。

(参考様式第1号)

①農山漁村振興交付金 (情報通信環境整備対策) は、事業実施期間中

(別紙様式第4号)

(略)

〇〇年度情報通信環境整備対策事業実施計画に係る承認通知について

(年月日) 付け (文書番号) で提出のあった、農山漁村振興推進計画、情報通信環境整備対策事業実施計画及び年度別実施計画について承認したので通知する。

ただし、事業の実施に要する経費は、農山漁村振興交付金 (情報通信環境整備対策) 実施要領 (令和3年4月1日付け2農振第3729号農村振興局長通知) 第6の規定に基づくものとし、事業費への助成については予算の範囲内で行うものとする。

(注1) (略)

(注2) 別表第1の区分の欄の1のイの事業の場合は、「農山漁村振興推進計画、情報通信環境整備対策事業実施計画及び年度別実施計画」を「農山漁村振興推進計画及び事業実施計画書」として記載すること。

(参考様式第1号)

①農山漁村振興交付金は、事業実施期間中において、次の1から5の

において、次の1から4までの取組の全ての項目を実施することが交付要件となっています（ただし、該当しない取組を除きます）。

②事業実施期間中に実施する取組について、チェック欄に ✓ を記入してください。

③本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。

(削る。)	(削る。)	(削る。)	<input type="checkbox"/>
1	<p>エネルギーの節減</p> <p>○施設・機械・器具等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める。<u>(該当しない□)</u></p> <p>○省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしない（照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、排ガス対策機械の利用等）。<u>(該当しない□)</u></p>	<p><u>チェック時</u></p> <p><u>(事業申請時)</u></p>	<p><u>チェック時</u></p> <p><u>(実績報告時)</u></p>

取組の全ての項目を実施することが交付要件となっています（ただし、該当しない取組を除きます）。

②事業実施期間中に実施する取組について、チェック欄に ✓ を記入してください。なお、◎の取組については、実施することが必須となっています。

(新設)

1	<p>適正な施肥・防除、悪臭及び害虫の発生防止</p> <p><u>○農産物の調達を行う場合は、環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討(該当しない□)</u></p> <p><u>○肥料・飼料等の製造を行う場合は、悪臭・害虫の発生防止・低減に努める。(該当しない□)</u></p>	チェック欄	<input type="checkbox"/>
2	<p>エネルギーの節減</p> <p>◎施設・機械・器具等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める。</p> <p>◎省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしない（照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、排ガス対策機械の利用等）。</p>	(新設)	<input type="checkbox"/>

	<p>○環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討する。<u>(該当しない□)</u></p>
2	<p>廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分</p> <p>○プラスチック等廃棄物の削減に努め、使用済みプラスチック等の廃棄物が発生する場合は、関連する環境法令に応じた処分等に努めるなど適切に対応する。<u>(該当しない□)</u></p> <p>○資源の再利用を検討する。<u>(該当しない□)</u></p> <p>○食品を取り扱う場合は、食品ロスの削減に努める。(該当しない□)</p>
3	<p>生物多様性への悪影響の防止</p> <p>○生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合は、生物多様性に配慮した事業実施に努める。(該当しない□)</p> <p>○水質汚濁防止法における特定施設に該当する場合は、排水処理に係る水質汚濁防止法を遵守する。(該当しない□)</p>
4	<p>環境関係法令の遵守</p> <p>○みどりの食料システムを理解する。</p>

	<p>◎環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討する。</p>
3	<p>廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分</p> <p>◎プラスチック等廃棄物の削減に努め、使用済みプラスチック等の廃棄物が発生する場合は、関連する環境法令に応じた処分等に努めるなど適切に対応する。</p> <p>◎資源の再利用を検討する。</p> <p>○食品を取り扱う場合は、食品ロスの削減に努める。(該当しない□)</p>
4	<p>生物多様性への悪影響の防止</p> <p>○生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合は、生物多様性に配慮した事業実施に努める。(該当しない□)</p> <p>○水質汚濁防止法における特定施設に該当する場合は、排水処理に係る水質汚濁防止法を遵守する。(該当しない□)</p>
5	<p>環境関係法令の遵守</p> <p>◎みどりの食料システムを理解する。</p>

 (新設)

 (新設)

○適切な施肥・防除、悪臭及び害虫の発生防止、エネルギーの節減、廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分、生物多様性への悪影響の防止等において、関連する法令を遵守する。

○環境配慮の取組方針の策定や研修による知見・情報の収集に努める。

○機械等を扱う場合は、製造機械等の適切な整備と管理の実施に努める。（該当しない□）

○正しい知識に基づく作業安全に努める。



◎適切な施肥・防除、悪臭及び害虫の発生防止、エネルギーの節減、廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分、生物多様性への悪影響の防止等において、関連する法令を遵守する。

◎環境配慮の取組方針の策定や研修による知見・情報の収集に努める。

○機械等を扱う場合は、製造機械等の適切な整備と管理の実施に努める。（該当しない□）

◎正しい知識に基づく作業安全に努める。



（新設）

附 則

- 1 この通知は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の農山漁村振興交付金（情報通信環境整備対策）実施要領により令和6年度までに着手した事業については、なお従前の例による。